

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月14日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会規則第8号

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出願の特例等)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により出願すべき高等学校以外の高等学校に出願することができる。</p> <p>(1) 高等学校の全日制の課程の普通科<u>及び</u>理数科を履修しようとする者以外の者</p> <p>(2) 岩手県立盛岡南高等学校の体育コース、岩手県立不来方高等学校の体育学系、芸術学系<u>及び</u>外国語学系<u>並びに</u>岩手県立花巻南高等学校のスポーツ健康科学学系<u>及び</u>国際科学学系を履修しようとする者</p> <p>(3)～(6) [略]</p>	<p>(出願の特例等)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により出願すべき高等学校以外の高等学校に出願することができる。</p> <p>(1) 高等学校の全日制の課程の普通科<u>若しくは</u>地域探究科<u>又は</u>理数科を履修しようとする者以外の者</p> <p>(2) 岩手県立盛岡南高等学校の体育コース、岩手県立不来方高等学校の体育学系、芸術学系<u>若しくは</u>外国語学系<u>又は</u>岩手県立花巻南高等学校のスポーツ健康科学学系<u>若しくは</u>国際科学学系を履修しようとする者</p> <p>(3)～(6) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の岩手県立高等学校の通学区域に関する規則第4条の規定は、令和6年4月1日以後に岩手県立高等学校に就学（入学、転学及び転籍をいう。）する者について適用する。